

2 1に規定する技術協力の個別の計画であつて ASEAN構成国において行われるものは、当該 ASEAN構成国の法令に従つて実施される。

第五条 経済開発及び社会開発への寄与 ASEANは、前条に規定する技術協力の結果として取得された技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材が ASEAN地域全体の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

第六条 特権、免除及び便宜 ASEANは、日本国政府及び ASEAN構成国の政府の要請があつた場合には、当該 ASEAN構成国において技術協力の個別の計画を実施するため、特権、免除及び便宜に関する日本国政府と当該 ASEAN構成国の政府との間の個別の取決めの締結を促進する。ただし、当該締結が日本国及び当該 ASEAN構成国の法令及び政策に従つて行われることを条件とする。

第七条 供与される設備、機械及び資材の所有権 1 JICA、JICA専門家又は日本国の調査団が ASEAN施設に対して設備、機械及び資材を供与する場合には、当該設備、機械及び資材は、次のいずれかの場合に ASEANの財産となる。

(a) 輸入については、陸揚港において保険料及び運賃込みの条件で ASEAN施設に引き渡された時 (b) 現地購入については、 ASEAN施設に引き渡された時 2 ASEANは、両締約者の権限のある当局の間に別段の合意がある場合を除くほか、1に規定する設備、機械及び資材が第三条に規定する取決めに定める目的のために使用されることを確保する。

第八条 連絡部局 各締約者は、両締約者間の連絡を円滑にするために連絡部局を指定することができる。

第九条 協議 両締約者は、適当な場合には連絡部局を通じて、この協定から又はこの協定に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第十条 知的財産権 両締約者は、この協定に基づく技術協力の個別の計画を実施する過程で知的財産権が創設された場合において、必要なときは、知的財産権の帰属に関する問題について協議する。

第十一条 秘密性 各締約者は、この協定を実施する過程で他方の締約者が秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する。

第十二条 紛争の解決 この協定の解釈、実施又は適用に関する両締約者間のいかなる意見の相違又は紛争も、専ら友好的な協議及び交渉を通じて両締約者によつて解決される。

第十三条 見出し 見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第十四条 改正 1 いずれの一方の締約者も、この協定を改正するため、いつでも他方の締約者との協議を要請することができる。 2 この協定は、両締約者の書面による相互の合意によつて改正することができる。

第十五条 終了 1 いずれの一方の締約者も、他方の締約者に対し、この協定を終了させる意思を終了が予定される日の少なくとも六箇月前までに書面により通告することができる。この協定を終了させることができる。 2 この協定の終了は、両締約者の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の技術協力の個別の計画が完了する日までの間当該計画に影響を及ぼすものではない。

第十六条 効力発生 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。 2 この協定は、この協定の効力発生の後五年の期間効力を有するものとし、その後、前条の規定に基づいて終了しない限り、引き続き効力を有する。

3 この協定は、必要な場合には、この協定の効力発生の後五年ごとに両締約者による見直しの対象となる。

以上を証拠として、下名は、それぞれの締約者から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二十九年五月十三日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために 河野太郎 東南アジア諸国連合のために リム・ジョクホイ

財務省 経済産業省告示第一号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。 令和元年五月二十七日 財務大臣 麻生 太郎 経済産業大臣 世耕 弘成 環境大臣 原田 義昭

Table with 4 columns: 名称, 住所, 素材, 容量, 重量, 用途, 形状. It lists two types of containers: 麒麟麦酒株式会社 and ハイネケンジャパン株式会社.

○文部科学省告示第七号 令和元年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日、場所及び出願の期限等を次のように定めたので、就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和四十一年文部省令第三十六号)第四条第一項の規定により告示する。 令和元年五月二十七日 文部科学大臣 柴山 昌彦

- 一 施行期日 令和元年十月二十四日(木)
二 場所 (都道府県) (試験場となる施設の名称) (試験場となる施設の位置)
北海道 北海道庁 別館 札幌市中央区北三条西七丁目
青森県 青森県教育庁 青森市長島一丁目一番一号
岩手県 岩手県立総合教育センター 花巻市北湯口第二地割八二番一
宮城県 宮城県仙台合同庁舎 仙台市青葉区堤通雨宮町四番一七号
秋田県 秋田県生涯学習センター 秋田市山王中島町一番一号
山形県 山形県庁 山形市松波二丁目八番一号
福島県 杉妻会館 福島市杉妻町三番四五号
茨城県 茨城県庁 水戸市笠原町九七八番地六
栃木県 栃木県庁 南別館 宇都宮市本町三番九号
群馬県 群馬県庁 前橋市大手町一丁目一番一号

埼玉	埼玉県民健康センター	さいたま市浦和区仲町三丁目五番一
千葉	千葉県総合教育センター	千葉市美浜区若葉二丁目一三番地
東京	東京都職員研修センター	文京区本郷一丁目一三番三
神奈川	神奈川県立総合教育センター	藤沢市善行七丁目一番一号
新潟	新潟県庁	新潟市中央区新光町四番地一
富山	富山県庁	富山市新総曲輪一番七号
石川	石川県庁	金沢市鞍月一丁目一番地
福井	福井県庁	福井市大手三丁目一七番一号
山梨	山梨県庁	甲府市丸の内一丁目六番一号
長野	長野県総合教育センター	長野市大字南長野字幅下六九二番地二
岐阜	岐阜県教育会館	岐阜市数田南五丁目九番一号
静岡	静岡県生涯学習推進センター	静岡市葵区駿府町一番二二二
愛知	愛知県生涯学習推進センター	名古屋市中区三の丸三丁目二番一
三重	三重県栄町庁舎	津市栄町一丁目九五四番地
滋賀	びわ湖滋賀県立県民交流センター	大津市におの浜一丁目一番二〇号
京都	京都産業大学 むすびわざ館	京都市下京区中堂寺命婦町一番地一〇
大阪	大阪府立労働センター(エル・おおさか)	大阪市中央区北浜東三番一四号
兵庫	兵庫県民会館	神戸市中央区下山手通四丁目一六番三
奈良	奈良県庁	奈良市登大路町三〇番地
和歌山	和歌山県立情報交流センター	田辺市新庄町三三三三の九
鳥取	鳥取県庁 第二庁舎	鳥取市東町一丁目二七
島根	島根県庁 会議棟	松江市殿町一番地
岡山	岡山県庁 分庁舎	岡山市中区古京町一丁目七番三六号
広島	広島県庁	広島市中区基町一〇番五二二
山口	山口県庁	山口市滝町一番一号
徳島	徳島県立総合教育センター	板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
香川	香川県天神前分庁舎	高松市天神前六番一号
愛媛	愛媛県中予地方局	松山市北持田町一三二番地
高知	高知県教育センター	高知市大津乙一八一
福岡	福岡県庁	福岡市博多区東公園七番七号
佐賀	佐賀県庁 新館	佐賀市城内一丁目一番五九号
長崎	長崎県庁	長崎市尾上町三番一号
熊本	熊本県庁	熊本市中央区水前寺六丁目一八番一
大分	大分県庁 別館	大分市府内町三丁目一〇番一
宮崎	宮崎県庁 附属棟	宮崎市橋通東二丁目一〇番一
鹿児島	鹿児島県庁	鹿児島市鴨池新町一〇番一
沖縄	沖縄県庁	那覇市泉崎一丁目二番二

三 出願の期限等

(一) 出願の期限  
令和元年八月十九日(月)から同年九月六日(金)まで(同日までの消印があるものに限って受け付ける。)

(二) その他  
受験手続その他就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験に関する問い合わせは、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課(東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三(五二五三)四一一一(内線二六四三))。土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に行ってください。

○文部科学省告示第一号  
国土交通省告示第一号  
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成三十一年法律第十六号)第二十条第一項の規定に基づき、令和元年五月二十四日付けで同法第二十一条に規定する業務を行う者として次の法人を指定したので、同法第二十条第三項の規定に基づき、告示する。  
令和元年五月二十七日

文部科学大臣 柴山 昌彦  
国土交通大臣 石井 啓一

一 名称 公益財団法人アイヌ民族文化財団  
二 住所 北海道札幌市中央区北一条西七丁目  
三 事務所の所在地 北海道札幌市中央区北一条西七丁目

○農林水産省告示第二百六十四号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和元年五月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県米原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第二百六十五号  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和元年五月二十七日

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県米原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県米原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、米原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

農林水産大臣 吉川 貴盛

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 滋賀県米原市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、米原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件  
(一) 立木の伐採の方法  
1 主伐に係る伐採種は、定めない。  
2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を滋賀県庁及び米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)